

平成29年1月締結36協定締結に関する確認メモ締結!!

平成 29 年 1 月 締 結 「労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく
時間外及び公休日の労働に関する協定」締結に関する確認メモ

申 9 号『労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定』に関する申し入れ（以下、「申 9 号」という。）による団体交渉は、申 3 号『労働基準法第 36 条第 1 項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定』に関する申し入れ（以下、「申 3 号」という。）に関する確認メモ「申 3 号第 2 項についてのこの間の労使の団体交渉における経緯を踏まえ、平成 28 年 7 月の 36 協定締結以降も、同協定の有効期間内にて真摯に議論を行うこととする。」とあわせて、申 2 号「車掌の要員適正配置と、運輸職場における運転士から車掌への部内運用中止を求める緊急申し入れ」（以下、「申 2 号」という。）に関する確認メモ「対立した論点については引き続き議論を行う」とした上で、「合意に達した事項」である「36 協定の交渉において職場実態を踏まえた要員配置の考え方についての議論を行う。」と確認した経緯を踏まえ、労使の共通認識として、職場の要員問題の解決に向けて先送りすることができない重要な場として開催されたものである。

しかし、7 回開催してきた団体交渉において、時間外労働の削減と要員確保に関する基本認識についての議論に時間を要し、現時点においても申 9 号団体交渉は継続した状態となっている。

したがって、これまでの申 9 号団体交渉の経緯ならびに社員の生活設計等を考慮し、平成 29 年 2 月 1 日以降の 36 協定については、有効期間を平成 29 年 4 月 30 日までとする 3 カ月間の協定を締結することとする。

なお、職場に発生する諸問題を踏まえ、この間労使で確認している「時間外労働の削減」の実現に向けて、今後の申 9 号に関する取扱いについては以下のとおりとする。

- 1 申 9 号第 1 項に関する団体交渉を踏まえ、多岐にわたる論点等を窓口間において平成 29 年 2 月 9 日までに整理し、引き続き諸課題の解決に向けて議論を行う。
- 2 今後の申 9 号の取扱いについては、整理された論点等に基づき団体交渉を再開することとし、時間外労働が増加している原因の想定や職場実態を踏まえ、時間外労働の削減と要員の確保に関する労使の認識を一致させるための団体交渉を実施することとする。この場合、申 9 号団体交渉は 2 月末日までに終了することとする。
- 3 今後の申 9 号団体交渉においては、この間、議論に時間を要している(1)要員確保の基本的な考え方、(2)要員配置のあり方について、申 2 号の議論の中で確認した要員確保に関する基本的な考え方及び方法に基づき、前項に確認したスケジュールに合わせて議論を行うこととする。なお、本社・本部間と共通する課題については、地方においても、解決に向け必要な議論を行うこととする。

平成 29 年 1 月 29 日

東日本旅客鉄道株式会社

人事部担当部長 雨 宮 慎



東日本旅客鉄道労働組合

企画組織部長 串 田 弘

